消防予第 14 号 令和2年1月17日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁·各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長 (公印省略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の 参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係

担当:田中、祝迫

電話:03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

(用語の定義)

「令」・・・・・・・消防法施行令(昭和36年政令第37号)

「規則」・・・・・・・消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

「19号告示」・・・・・ 合成樹脂製の管及び管継手の基準(平成 13 年消防

庁告示第 19 号)

「8号告示」・・・・・加圧送水装置の基準(平成9年消防庁告示第8号)

問1 合成樹脂製の管及び管継手を地中埋設部分に使用する場合、当該部分は 19 号告示第3第4号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分」 には該当しないものとして扱ってもよいか。

(答)

お見込みのとおり。

- 問2 連結散水設備及び連結送水管の配管については、規則第30条の3第1 項第3号及び規則第31条第1項第5号において、合成樹脂製のものを使 用することは認められていないが、合成樹脂製の管及び管継手が次に掲げ る要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、その使用を 認めてもよいか。
 - 1 19 号告示第3第1号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。
 - 2 連結送水管又は連結散水設備の設計送水圧力を上回る耐圧性能(最高使用圧力)を有していること。
 - 3 地中埋設部分に設けること。

(答)

差し支えない。

問3 ポンプを用いる加圧送水装置の吸水管の材質については、規則第12条 第1項第6号ハに規定されていないが、使用圧力に十分に耐えることがで きる強度及び耐食性を有するものであれば、使用できる材質について制限 はないと解してよいか。

また、ポンプを用いる加圧送水装置の吸水管に設置されるフート弁については、8号告示第6第7号に規定するフート弁の基準を満たす必要があるが、規則第12条第1項第6号トに規定するバルブ類には該当しないものとし、当該規定に定める材質以外のものであっても使用してよいか。

(答)

前段、後段ともお見込みのとおり。